

税務 | 地域での税務、新申告様式

2021年12月

■ 法令

税務管理法LAW 38/2019/QH14、政令DECREE 126/2020/ND-CP等に関するガイドラインである通達CIRCULAR 80/2021/TT-BTC（2021年9月29日付で発行）が2022年1月1日から適用されます。

■ 概要

1. 本社所在地以外の地域における付加価値税率
不動産譲渡、建設活動に対する付加価値税率は2%から1%に変更されます。
2. 本社所在地以外の地域で勤務する従業員に支払われる給与所得に対する源泉個人所得税
実際に勤務する地域に基づいて源泉個人所得税額を決定し、当該地域で納税を行います。
3. 新しい税務申告フォーム
2022年1月1日以降の課税期間に適用されます。ただし、2021年度の確定申告にも適用されます。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。